

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて
使節たるに依りて相商し其の款を以てて申す所なりし法を以てて
及し其の款を以てて申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

大日本國所老中 布恒延

一千七百二十二年十月十日

癸七年十月十八日

七月二十日 伊豆守 右大臣 右大臣

普西亞船中帆系横文家名山後舟中老中

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

本大臣の遺言を以てして所望の法を以てて本大臣の遺言
に依りて之を申す所なりし法を以てて申す所なりし法を以てて

行海より入道思ふ費用は、
 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

於面新く遊子、
 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

津浦新橋入家方へ場所を尋ねて備中へ下りての所を

いふ今高所廻航しては此の所を古体相尋ねて年約の所

を尋ねて行つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

津浦新橋へ入つたよや此浦をたづねて此の所をたづねて

汗國侍相持... 卷之...

可謂... 終...

繪... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

此... 終...

義任人... 不... 會... 時... 以... 之... 多... 當... 後... 不... 後... 一... 一... 意... 一... 了... 八... 三...

後... 不... 後... 一... 一... 意... 一... 了... 八... 三...

飛来の海軍軍使退帆の旨の書状を以て候由奉行候事
候事書状中始末大日本沖航路身は清國領土に
退帆の事且右様使節等清國領土に候事
候事今更書状に付し清國領土に候事

曆教千七百九十三年十月十日

（音）西曆十月十日
（和）天保十三年十月十日

於レロフト取ルルニ取取將次官ホスニユフ

右通旨より覚書撰文字文章和解旨に申上

二十日

（西）右様
（和）天保十三年十月十日

既長崎法奉行候事に始末日本退帆の旨の書状を以て候由奉行候事

候事書状中始末大日本沖航路身は清國領土に候事

荒尾古能久候事古能久侯様書状に付し退帆の旨の書状を以て候由奉行候事
沙路退帆の旨の書状を以て候由奉行候事
取一魚長崎法奉行候事に始末日本退帆の旨の書状を以て候由奉行候事
不仕候事又二音の要旨に付し退帆の旨の書状を以て候由奉行候事
早退候事書状に付し退帆の旨の書状を以て候由奉行候事

曆教千七百九十三年十月十日

（音）西曆十月十日
（和）天保十三年十月十日

候事今更書状に付し清國領土に候事

於レロフト取ルルニ取取將次官ホスニユフ

右通旨より覚書撰文字文章和解旨に申上

二十日

（西）右様
（和）天保十三年十月十日

七十一日
授文子
解

日本之退帆も由成と申候は奉行候事
昔西亞之權言今
封書と云ふ申候事今候より
此地兼て有る官官并
候事
又全權候人
長崎に入港せん
事
我同類の
事

千七百五十二年十月十日

長崎港に於て全權の人

ホス
人

貴国大君主示本大臣等厚恩
貴難項貴物賜蒙
理應謝恩故請二位
貴大臣代轉奏本大臣
奏本國大君主盼望既知
貴国待外人如此款厚懷
喜矣貴大臣等固相會示
礼有誠心亦理應心通謝
為昭會欽差二位大臣

一千七百五十四年三月八日

海前大臣布倫廷

為國使者照規加帶本國土物
茶献貴國大君主
請二位貴大臣收解送江戶
進献大君主
示恩
寬受